

国土交通省における 総合評価方式の取り組みに ついて

国土交通省国土技術政策総合研究所

建設マネジメント技術研究室主任研究官

つつみ たつや
堤 達也

1. はじめに

国土交通省においては、競争参加者に技術提案を求め、これらと価格を総合的に考慮して落札者を決定する総合評価方式を平成11年度より試行してきたが、平成17年4月に施行された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（以下「品確法」という）を踏まえ、総合評価方式のより一層の活用促進に努めている。

国土技術政策総合研究所においては、従前より総合評価方式の事例を収集・分析し、「公共工事における総合評価落札方式の手引き・事例集」を作成してきた。また、「公共工事における総合評価方式活用検討委員会」を設置し、先般「公共工事における総合評価方式活用ガイドライン」（以下「ガイドライン」という）をとりまとめたところである。ここでは、国土交通省におけるこれまでの総合評価方式の取り組み状況を報告するとともに、品確法やガイドラインを踏まえた今後の展開について紹介する。

2. これまでの取り組み状況

(1) 総合評価方式の試行状況

国土交通省においては、平成11年度より大規模かつ難易度の高い工事を対象に総合評価方式を実施しており、①ライフサイクルコストを含めた総合的なコストの縮減、②工事目的物の性能・機能の向上、③環境の維持や交通の確保等の社会的要請への対応、の三つの観点から競争参加者に技術提案を求めてきた。

事業別試行件数を表 1 に示す。試行当初は、性能等の向上に必要なコストや性能等の向上に伴う効果を総合評価管理費として計上する方法と、総合評価管理費は計上しないものの、必要なコストや得られる効果の度合いに応じて加算点の設定を行う方法により試行していたが、性能等の向上に必要なコストや得られる効果を定量的に把握し、総合評価管理費や加算点として設定することが可能な項目が限られていたことから、総合評価方式の試行は限定的であり、平成11年度から13年度までの3年間では合計43件にとどまっていた。

このため、平成14年6月に、総合評価管理費を計上しない場合に限り、標準点（最低限の要求要件を満たしている場合に与えられる点数）を100点、提案内容に応じた加算点の満点を標準的に10

表 1 事業別試行件数

事業	全事業	河川	海岸	砂防	道路	ダム	管繕	公園
H16年度件数	411	75	1	27	258	26	24	0
H15年度件数	559	105	6	25	362	23	35	3
H14年度件数	452	77	3	20	299	29	24	0
H11～H13年度件数	43	6	0	0	31	5	1	0
合計	1,465	263	10	72	950	83	84	3

点として評価を行う運用試行案が通知（以下「新通達」という）され、コストや効果を定量的に把握することが困難な社会的要請への対応に関する項目等についても技術提案を求めることが容易となった。また、全工事発注金額の2割程度以上に総合評価方式を適用することを目標としたことから、14年度以降、試行件数が大幅に増加した。14年度以降の評価方法別の内訳を表2に示すが、新通達を適用している案件が約9割を占めている。

評価項目の設定状況を表3に示す。新通達によりさまざまな評価項目を総合評価の対象とすることが可能になり、特に社会的要請に関する事項を評価項目として設定している事例が多い。工事内容、工事箇所や周辺の特性を踏まえ、住民や公共施設ユーザーの方々の要望等に幅広く応えるための技術提案を募集し、工事に反映させることが可能となったことについては新通達に一定の効果があつたといえる。

一方、新通達は性能等の向上に必要な総合評価管理費を計上せずに性能等のさらなる向上に関し

て技術提案を求めており、民間の技術提案の意欲・技術競争をさらに促進することが課題となっていた。

平成16年度の落札状況を図2に示している。新通達を適用し、加算点の満点を10点と設定している工事384件について、落札者を分類したものである。最優秀技術提案者かつ最低価格者が落札した71%を含めて、最低価格者が落札した割合が93%を占めており、結果として技術提案の評価が落札者の決定にほとんど寄与していないことがわかる。

(2) 効果と課題

各地方整備局の担当者へのアンケート調査結果を踏まえ、これまでの総合評価方式の効果と課題について整理する。

1) 効果

- ① 企業の技術力の活用や技術力の高い受注者の選定により、品質の向上、コスト縮減、早期完成等の効果が見込める。
- ② 工事の品質確保に対する意識向上に寄与する。

表 2 評価方法別試行件数

	平成16年度		平成15年度		平成14年度	
	件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数	割合(%)
管理費計上型	16	4	22	4	45	10
管理費非計上型	2	0	7	1	25	6
新通達	393	96	530	95	382	84
合計	411	100	559	100	452	100

表 3 評価項目の設定状況

評価項目		平成16年度	平成15年度	平成14年度
総合的なコストに関する事項	ライフサイクルコスト	9	37	26
工事的物の性能・機能に関する事項	性能・機能	248	238	142
社会的要請に関する事項	環境の維持	253	330	217
	交通の確保	138	199	174
	特別な安全対策	92	137	107
	省資源対策またはリサイクル対策	28	95	50
合計		768	1,036	716

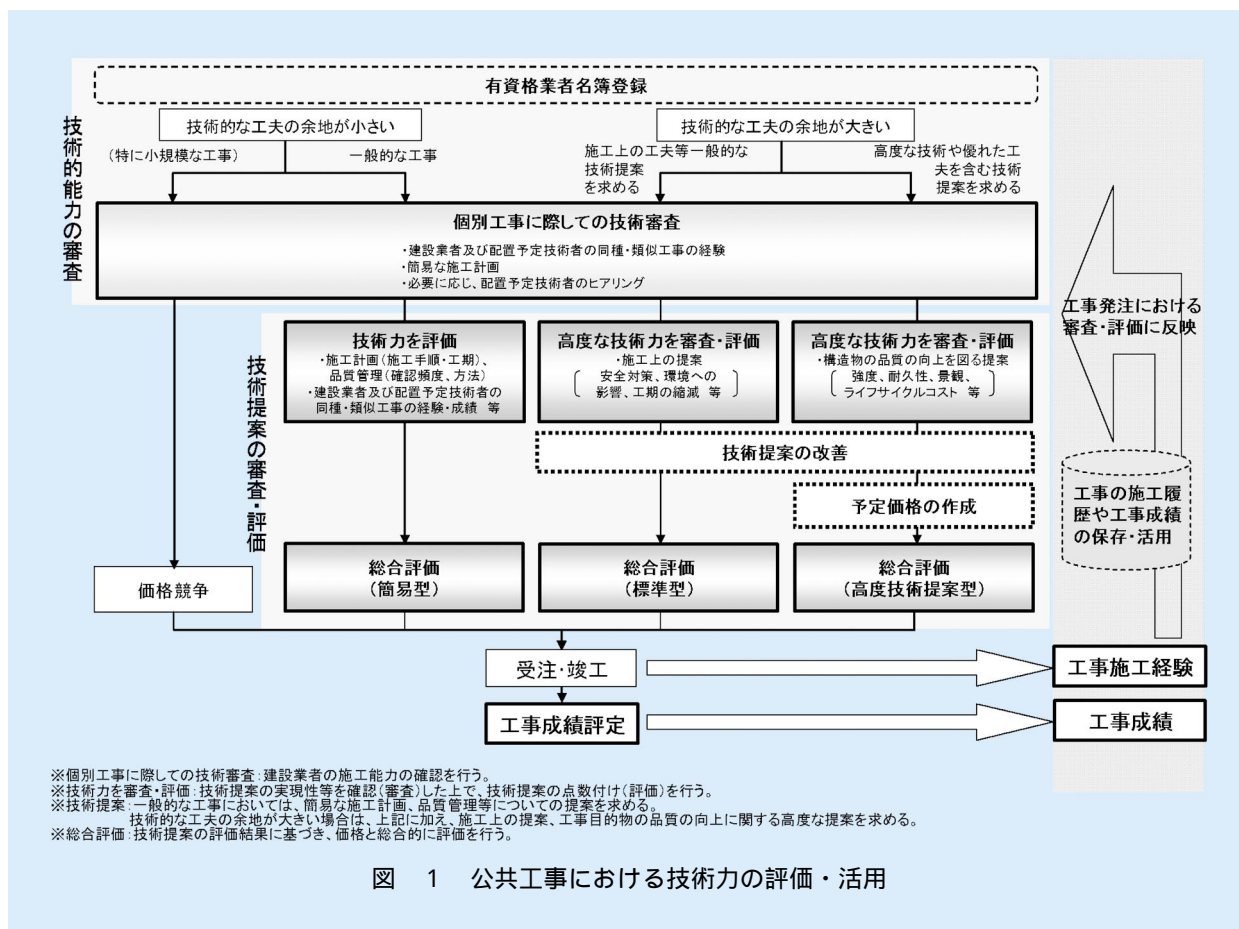


図 1 公共工事における技術力の評価・活用

- ③ 技術提案のための検討，技術審査・評価等を通じて，発注者および受注者の技術力の向上が図られる。
 - ④ 公正な受注競争による不良不適格業者の排除につながる。
 - ⑤ 環境対策等の取り組みが地元（第三者等）に対するPRになる。
- 2) 課題
- ① 入札・契約手続における発注担当者および技術提案に係わる受注者の負担が大きい。また入札・契約手続の期間が長く，適正な工期の確保に影響する。
 - ② VE提案を必要とする適用対象工事が必ずしも多くない。
 - ③ 技術提案内容の高度化に対し，発注者に高い審査能力および審査体制の強化が求められる。また中小企業向けの技術力向上の対策が必要である。
 - ④ 評価項目および評価のウェイト等，評価基準の設定が困難である。また，コスト換算できな

い評価項目の説明が困難である。

- ⑤ 技術評価の比率が小さい（加算点10点を標準）ため，結果として価格により落札者を決定することが多い。

3. 品確法の成立とガイドラインの策定

平成17年4月に施行された品確法において，公共工事の品質は「経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し，価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより，確保されなければならない」と規定されており，公共工事の品質確保のための主要な取り組みとして総合評価方式の適用を掲げている。

国土交通省においては，従来，大規模かつ難易度の高い工事を対象に総合評価方式を試行してきたところであるが，公共工事全体の品質の確保のためには，より小規模で難易度の低い工事においても総合評価方式を適用していくことが求められ

ている。

このため、国土技術政策総合研究所において、総合評価方式のより一層の活用促進を図ることを目的に「公共工事における総合評価方式活用検討委員会」(委員長：小澤 一雅 東京大学大学院工学系研究科教授)(以下「委員会」という)を設置し、委員会の成果として「公共工事における総合評価方式活用ガイドライン」をとりまとめた。

委員会においては、これまで試行してきた総合評価方式の課題も踏まえ、より規模の小さな工事やより難易度の低い工事に総合評価方式を活用するため、従来実施してきた総合評価方式よりも簡便に実施できる手法について主に検討を行い、新たに「簡易型」の総合評価方式を提案した。

ガイドラインでは特に小規模な工事を除き、す

べての公共工事において総合評価方式を適用することを基本とし、公共工事の特性(規模、技術的な工夫の余地)に応じて、簡易型、標準型、高度技術提案型のいずれかの総合評価方式を選択することとした(図 1 参照)。また、具体的な実施手順、審査・評価方法、落札者の決定方法、その他の留意事項について示した。ガイドラインの詳細については、本誌の昨年11月号で報告している。また、国土技術政策総合研究所のホームページ(<http://www.nilim.go.jp/>)からダウンロードできるので参照されたい。また、本ガイドラインを踏まえ、国土交通省直轄工事において品確法に基づき品質確保を図っていく上でのガイドラインとして「国土交通省直轄工事における品質確保促進ガイドライン」(<http://www.mlit.go.jp/tec/nyuusatu/keiyaku.html>)が

策定されている。

なお、ガイドラインにおいて、落札者の決定に除算方式を用いる場合には、加算点の満点を10~50点の範囲で決定することとしている。これは上述したように、新通達において加算点10点を標準としていたが、結果として価格により落札者が決定するが多いことから技術提案の評価割合を拡大したものである。

平成16年度に総合評価方式を適用した工事のうち、新通達にて加算点の満点を10点と設定し、最優秀技術提案者かつ最低価格者が落札した工事および不落随契の工事を除く111件を対象に、加算点を仮に大きくした場合のシミュレーション結果を図 2 に示す。加算点を50点満点とした場合には、5割以上の工事において、最優秀技術提案者が

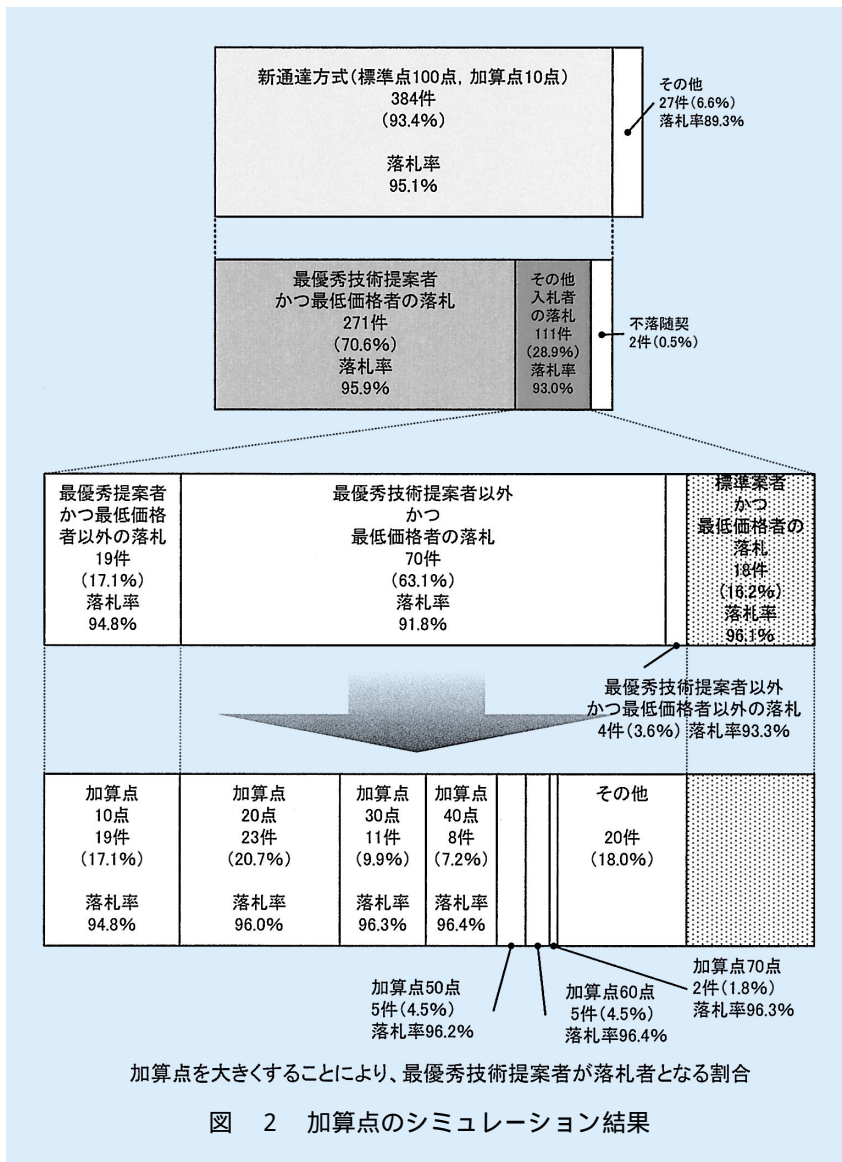


図 2 加算点のシミュレーション結果

表 4 平成17年度における総合評価方式の実施件数 (H17.11.30現在)

部局	第1四半期				第2四半期				第3四半期				簡易型	標準型	高度型	合計
	簡易型	標準型	高度型	小計	簡易型	標準型	高度型	小計	簡易型	標準型	高度型	小計				
本省										4		4		4		4
北海道		41		41		27		27		8		8		76		76
東北		10		10		23	1	24	12	15	1	28	12	48	2	62
関東		4		4	3	25	1	29	16	15		31	19	44	1	64
北陸		7		7	3	17		20	72	4	1	77	75	28	1	104
中部		1		1		18	1	19	22	9	1	32	22	28	2	52
近畿		27		27		20		20	4	21		25	4	68		72
中国		10	1	11		21		21		17		17		48	1	49
四国		4		4	1	4		5	23	2		25	24	10		34
九州		10		10		12		12		19		19		41		41
沖縄						6		6	4	3		7	4	9		13
合計		114	1	115	7	173	3	183	153	117	3	273	160	404	7	571

対象案件は、一般競争入札および公募型指名競争入札の対象工事（港湾空港，農業水産関係を除く）で手続を開始したものである。

最低価格者を逆転して落札し、その場合の落札率は数%の上昇にとどまる結果となった。

4. 今後の展開

現在、各地方整備局において総合評価方式を積極的に適用しているところであり、今後、実施状況を踏まえ、フォローアップを行うとともに、課題として残されている高度技術提案型の具体化や、より技術力を重視した入札・契約方式の導入について検討することを目的に、12月に委員会を再開した。平成17年度内に2回程度開催し、高度技術提案型の具体的手続についてとりまとめ、来年度以降引き続き検討を行う予定にしている。

委員会における今後の検討課題について以下に紹介する。

(1) 高度技術提案型の具体化

高度技術提案型の総合評価方式を実施するにあたり、品確法第13条に基づく技術提案の改善や、第14条に基づく技術提案の審査の結果を踏まえた予定価格の作成について検討を行い、高度技術提案型総合評価方式の具体的な手続についてとりまとめる。

(2) より技術力を重視した入札・契約方式の導入に向けて

海外を中心に利用されている「二封筒方式」「交渉方式」等を参考に、より技術力を重視して契約の相手方を決定する入札・契約方式の導入の可能性や具体的な手続について検討する。

(3) 総合評価方式のフォローアップ

平成17年度における総合評価方式の実施件数を表4に示す。ガイドラインの策定後、第3四半期において簡易型を中心に件数が大きく増加し、すでに昨年度の実施件数を上回っている。

今後、適宜フォローアップを行い、総合評価方式の課題やガイドラインの改善点等を検討する。

5. おわりに

国土技術政策総合研究所においては、今後も総合評価方式の事例の収集・分析を通じて、適宜必要な改善を図るとともに、各地方整備局を始め、公共工事の発注に携わる担当者にとって参考となる情報を提供していくことにより、総合評価方式の活用促進に努めていきたいと考えている。